

財産の処分について

下記のとおり財産を無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年12月8日提出

霧島市長 中 重 真 一

記

1 無償譲渡する財産の所在及び面積

(建物) 霧島市隼人町西光寺521番1 鉄筋コンクリート造 平屋建 (養護老人ホーム)
1,362.8平方メートル

2 無償譲渡の相手方

住 所 鹿児島県霧島市隼人町松永895番地3
氏 名 社会福祉法人 豊生会 理事長 熊丸 日出生

(提案理由)

霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づく日当山春光園の民営化にあたり、移管先に引き続き同場所において養護老人ホームを運営してもらうため、同養護老人ホームの建物を無償で譲渡しようとするものである。